

## 堺市社会福祉協議会職員の懲戒処分について

堺市社会福祉協議会における職員の不祥事案件について、職員に対し下記のとおり処分を行いました。

利用者をはじめ関係者の皆様に深くお詫びするとともに、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

## 記

## 1 堺市社会福祉協議会就業規程に基づく懲戒処分

	処分内容	被処分者	概要	処分根拠
①	懲戒解雇	生活支援課 (28歳)	日常生活自立支援事業において、利用者20名から総額8,609,756円を横領した。 平成29年6月から令和2年4月までの間、利用者の金銭を管理する立場を利用して、利用者の印鑑や通帳等の無断での持ち出しや、一部の利用者から口座の暗証番号を聞き出すなどして以下の不正を行い横領した。 1. 利用者口座から必要のない出金を行った。 2. 利用者から入金するために現金を預かった際に、預かり書類を作成しないまま、預かった現金を利用者口座に入金しなかった。	堺市社会福祉協議会 契約職員就業規程 第16条並びに 就業規程第46条及び 第49条の3に該当
②	戒告	生活支援課 課長級 (62歳)	平成31年4月から当該職員の直属の上司の職でありながら、日常生活自立支援事業の重要性の認識及び倫理観の醸成について十分な指導ができておらずまた動態チェックも不十分であり、適切な管理監督がなされていなかった。	堺市社会福祉協議会 就業規程第46条及び 第47条に該当

## 2 服務上の措置

当該事案に関して、事務局長級職員1名、課長級職員1名及び課長補佐級職員1名に対し文書訓告を行った。

## 3 処分日

令和2年12月9日

## ■問い合わせ先

担当課 堺市社会福祉協議会 総務課  
担当者 松本・山本  
直 通 072-232-5420  
FAX 072-221-7409